

令和7年1月20日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局地域振興部地域振興課

担当：萩永（972-3127）

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行を実施します

中村区に存する特定空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項に基づき行政代執行を実施しますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 特定空家等の概要

- (1) 所在等 名古屋市中村区中村中町四丁目21番地
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造瓦ぶき平家建
- (4) 延床面積 112.39平方メートル
- (5) 建築年月 昭和34年9月以前

2 実施内容

特定空家等の除却

3 実施期間

令和7年1月30日(木)午前10時から4週間程度を予定

※天候等の状況により、着手日や実施期間が変わる場合があります。

当日は仮設工事等の作業になるため、重機等を使用しての作業はありません。

4 行政代執行を行う理由

家屋の老朽化により倒壊等の危険性があることから、所有者等に対して指導、勧告および命令を行ったものの、危険を解消するに至らなかったため、行政代執行により除却を行うものです。

5 取材について

- ・行政代執行を開始する1月30日(木)は午前10時～午前11時に担当職員が現地にて取材対応させていただきます。
- ・取材を希望される方は1月29日(水)午後4時までにスポーツ市民局地域振興部地域振興課（972-3127）までご連絡ください。
- ・現場付近に駐車場はありません。

【除却する特定空家等の地図・写真】



建物外観



建物内部